

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2026年4月 第2回訂正分)

株式会社SQUEEZE

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年4月14日に北海道財務局長に提出し、2026年4月15日にその届出の効力は生じております。

○ **新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由**

2026年3月24日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年4月6日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集50,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,101,000株(引受人の買取引受による売出し950,900株・オーバーアロットメントによる売出し150,100株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2026年4月14日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

2026年4月14日に決定された引受価額(2,861.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格3,110円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「69,230,000」を「71,530,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「69,230,000」を「71,530,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「3,110」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「2,861.20」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「1,430.60」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき3,110」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
- 発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(2,910円～3,110円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
- 当該ブックビルディングの状況につきましては、
- ①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - ②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - ③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
- 以上が特徴でありました。
- 上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、3,110円と決定いたしました。
- なお、引受価額は2,861.20円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(3,110円)と会社法上の払込金額(2,473.50円)及び2026年4月14日に決定された引受価額(2,861.20円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,430.60円(増加する資本準備金の額の総額71,530,000円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,861.20円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、2026年4月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,861.20円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき248.80円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 上記引受人と2026年4月14日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「138,460,000」を「143,060,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「125,460,000」を「130,060,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額130,060千円に「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限429,466千円を合わせた、手取概算額合計上限559,526千円については、借入金の返済に充当する予定です。具体的には以下のとおりです。

借入金の返済

当社の借入金の返済として、559,526千円(2027年12月期559,526千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2026年4月14日に決定された引受価額(2,861,20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格3,110円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「2,862,209,000」を「2,957,299,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「2,862,209,000」を「2,957,299,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 当社は、株式会社SBI証券に対し上記売出数の一部を、当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請しております。株式会社SBI証券に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
第一リアルター株式会社 (東京都港区虎ノ門四丁目1番1号神谷町トラストタワー)	<u>当社普通株式80,300株</u>	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
株式会社大和証券グループ本社 (東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)	<u>当社普通株式64,300株</u>	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
ヒューリック株式会社 (東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号)	<u>当社普通株式64,300株</u>	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
RS Investment Management 株式会社 (東京都港区六本木6丁目3番1号六本木ヒルズクロスポイント6階)	<u>当社普通株式64,300株</u>	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. 8. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「3,110」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「2,861.20」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき3,110」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	株式会社SBI証券	725,800株
	東海東京証券株式会社	150,100株
	大和証券株式会社	25,000株
	みずほ証券株式会社	25,000株
	マネックス証券株式会社	10,000株
	北洋証券株式会社	5,000株
	香川証券株式会社	5,000株
	岡三証券株式会社	5,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき248.80円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2026年4月14日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「451,801,000」を「466,811,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「451,801,000」を「466,811,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 2. 6. の全文削除及び3. 4. 5. 7. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「3,110」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき3,110」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2026年4月14日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である館林 真一(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式168,800株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議し、2026年4月6日開催の取締役会において、本件第三者割当増資の募集株式数を178,600株に変更することを決議しております。今回、オーバーアロットメントによる売出しの売出数が150,100株で決定したことに伴い、本件第三者割当増資における株式会社SBI証券による申込株式数は上限150,100株となります。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 178,600株
募集株式の払込金額	1株につき2,473.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。(注)
払込期日	2026年5月25日(月)
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋支店

(注) 割当価格は、2026年4月14日に2,861.20円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

当社は、主幹事会社に対し、本件第三者割当増資に係る当社普通株式の割当を受ける権利を付与しますが、当該権利の対象となる株式数はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするため、本件第三者割当増資に係る当社普通株式の割当を受ける権利の対象となる株式数を超える株式数(28,500株)については、主幹事会社が割当てに応じない結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数は減少します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2026年5月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数(150,100株)を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年10月18日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」を参照下さい。

5. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

(第一リアルター株式会社)

① 親引け先の概要	名称	第一リアルター株式会社
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号神谷町トラスタワー
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 奈良田 隆
	資本金	1,000万円
	事業の内容	不動産の保有・賃貸・開発等
	主たる出資者及び出資比率	奈良田 隆 100.0%
② 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先が保有する施設を当社が運営しております。
③ 親引け先の選定理由	事業シナジー創出を目的とした関係構築のためであります。	
④ 親引けしようとする株式の数	当社普通株式80,300株	
⑤ 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
⑥ 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
⑦ 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力と資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

(注) 親引け先の概要欄は、2026年4月6日現在におけるものであります。

(株式会社大和証券グループ本社)

① 親引け先の概要	名称	株式会社大和証券グループ本社
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	半期報告書第89期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月13日 関東財務局長に提出 有価証券報告書第88期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月18日 関東財務局長に提出
② 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先のグループ会社が資産運用業務を受託する投資法人において、当社が運営する一部ホテルの土地及び建物を信託財産とする信託受益権を保有しております。
③ 親引け先の選定理由	事業シナジー創出を目的とした関係構築のためであります。	
④ 親引けしようとする株式の数	当社普通株式64,300株	
⑤ 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
⑥ 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
⑦ 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力と資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

(注) 親引け先の概要欄は、2026年4月6日現在におけるものであります。

(ヒューリック株式会社)

① 親引け先の概要	名称	ヒューリック株式会社
	本店の所在地	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書第96期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2026年3月17日 関東財務局長に提出
② 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
③ 親引け先の選定理由	事業シナジー創出を目的とした関係構築のためであります。	
④ 親引けしようとする株式の数	当社普通株式64,300株	
⑤ 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
⑥ 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
⑦ 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力と資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

(注) 親引け先の概要欄は、2026年4月6日現在におけるものであります。

(RS Investment Management株式会社)

① 親引け先の概要	名称	RS Investment Management株式会社
	本店の所在地	東京都港区六本木6丁目3番1号六本木ヒルズクロスポイント6階
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 若林 要
	資本金	5,000万円
	事業の内容	不動産の保有・賃貸・開発等
	主たる出資者及び出資比率	RSホールディングス株式会社 100.0%
② 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先が管理する施設を当社が運営しております。
③ 親引け先の選定理由	事業シナジー創出を目的とした関係構築のためであります。	
④ 親引けしようとする株式の数	当社普通株式64,300株	
⑤ 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
⑥ 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
⑦ 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力と資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

(注) 親引け先の概要欄は、2026年4月6日現在におけるものであります。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2026年4月14日に決定された「第1 募集要項」における公募による新株式発行に係る新株式の発行価格(3,110円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
舘林 真一	北海道札幌市中央区	760,500 (160,500)	21.74 (4.59)	720,500 (160,500)	20.30 (4.52)
株式会社エスコン	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号	571,400	16.33	457,200	12.88
インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	570,000	16.29	456,000	12.85
株式会社GM	札幌市南区南沢二条一丁目18番2号	400,000	11.43	400,000	11.27
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号(ジャフコグループ株式会社内)	170,000	4.86	136,000	3.83
第一リアルター株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号神谷町トラストタワー	—	—	<u>80,300</u>	<u>2.26</u>
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	—	—	<u>64,300</u>	<u>1.81</u>
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	—	—	<u>64,300</u>	<u>1.81</u>
RS Investment Management株式会社	東京都港区六本木6丁目3番1号六本木ヒルズグロスポイント6階	—	—	<u>64,300</u>	<u>1.81</u>
—	—	56,000 (47,000)	1.60 (1.34)	56,000 (47,000)	1.58 (1.32)
計	—	2,527,900 (207,500)	72.25 (5.93)	<u>2,498,900</u> (207,500)	<u>70.42</u> (5.85)

< 欄外注記の訂正 >

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2026年4月6日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを**勘案した場合**の株式数及び割合になります。

6. 売出数の決定範囲について

「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」(注)4. に記載の範囲に加えて、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数については、以下の条件の範囲内で決定**されました。**

発行価格等の決定時における、本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計数に発行価格を乗じて得た額が、仮条件の決定時における、発行数及び売出数の合計に発行価格の下限を乗じて得た額の80%以上かつ発行数及び売出数の合計に発行価格の上限を乗じて得た額の120%以下である2,330,095,200円以上3,735,358,800円以下の範囲内であること。